議案第46号

平成30年度鳥羽市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度鳥羽市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給	zΚ	件	数	9,300件
\ _ /	71.11	/] •	1 1	2/	0,000

(2) 年間総配水量 4,265千m³

(3) 一日平均配水量 11,690 m³(4) 主要な建設改良事業 766,220 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道事業収益	1,313,700 千円
第1項	営 業 収 益	1,191,875 千円
第2項	営業外収益	120,449 千円
第3項	特 別 利 益	1,376 千円

支 出

1,041,830 千		事業費用	水道	第1款
1,026,307 千	用	業費	営	第1項
8,523 千	用	業外費	営	第2項
2,000 千	失	別損	特	第3項
5,000 千	費	備	予	第4項

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。「資本的収入額が 資本的支出額に対し不足する額 581,650 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資 本的収支調整額 41,566 千円と過年度損益勘定留保資金 416,769 千円、減債積立金 123,315 千円で補てんするものとする。」

IJΔ	ス
ЧX	

第1款	資本的収	入	311,050 千円
第1項	企 業	債	250,000 千円
第2項	分 担	金	1,470 千円
第3項	負 担	金	13,761 千円
第4項	県 補	助 金	10,300 千円
第6項	他会計	補助金	35,519 千円

支 出

892,700 千円	資本的支出	第1款
766, 220 千円	建設改良費	第1項
123,315 千円	企業債償還金	第2項
30 千円	投 資	第3項
3,135 千円	補助金等返還金	第4項

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道建設改良事業	千円 250,000	証書借入	年3.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後に おいては、当該見直	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
合 計	250, 000		し後の利率)	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 災害その他避けがたい事故、又は事業量の増加により予定額に不足が生じた場合。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に 流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経 なければならない。

(1) 職員給与費

74,804 千円

(2) 交際費

20 千円

(他会計からの補助金)

第9条 高料金対策補助及び企業債元利償還金補助等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、45,067千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,650千円と定める。

平成30年 2月27日 提 出

鳥羽市長 中村 欣一郎